

製造中止品等への対応 説明事項（案）

(1) ガイド骨子

「製造中止品管理ガイドライン」は、原子力発電所の安全かつ継続的な運転に資するため、**原子力事業者が機器の製造中止等^{※1}による原子力発電所の信頼性及び運転可能性に対して与える影響を管理するプロセスの作成手法を提供する。**

※1：製造中止品への対応は、製品（機器、部品）に限ったものではなく、技術サポート（技術指導、点検、修理、技術情報支援等）が調達できない場合も、「製造中止品情報」とみなし、製造中止品管理プログラムの対象として、情報の入手、対策方針の策定、対策の実施を行う

●製造中止品管理プログラム

- ✓ 組織
 - 事業者とメーカー・サプライヤー・関係協力会社（以下、「メーカー等」という）の役割、事業者間連携
- ✓ 製造中止品管理の方法
 - ①製造中止品の情報入手
 - 事業者は、製造中止品を早期に特定するために、
 - ・長期的な保全計画をメーカー等と共有し、製造中止予定に関する情報提供を依頼
 - ・入手した製造中止品情報について、事業者間で情報共有（PWR事業者連絡会、BWR事業者協議会）
 - ②対策方針の策定
 - 事業者は、①にて把握した製造中止品の対応方針（市在庫品確保、特別生産、設備更新、代替品選定、他の機器部品活用、リバースエンジニアリング、保守サービス契約〔長期保守サービス等〕）を策定
 - ③対策の実施
 - 事業者は②にて明確にした製造中止品対応方針を保全計画に取り込み対策を実施する。

●運転経験のフィードバック

- ✓ 他事業者と連携し、製造中止品情報や経験に係る情報（メーカー等の業務構造変更に係る情報、製造中止品対策実施例、製造中止品情報の収集方法等）を共有。事業者のプログラムにメーカー等が参画することで、産業界全体が一体となって製造中止品対応を進めることを可能とする。

●製造中止品管理プログラムのレビュー

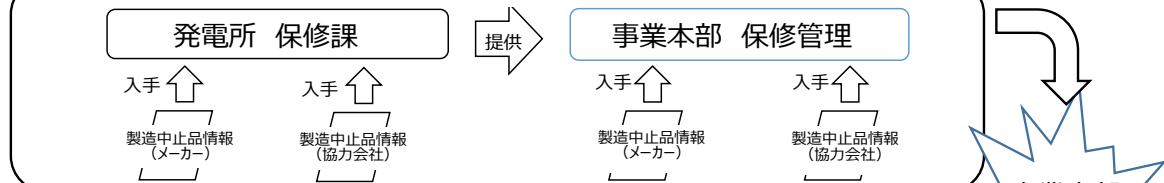
- ✓ 1回/年程度の定期的なレビューを実施し、継続的に本プログラムのパフォーマンスと効率性の改善を図る。

(2) 製造中止品管理に係る具体的取組について（個社活動例）

1. 製造中止品情報^{※2}の入手

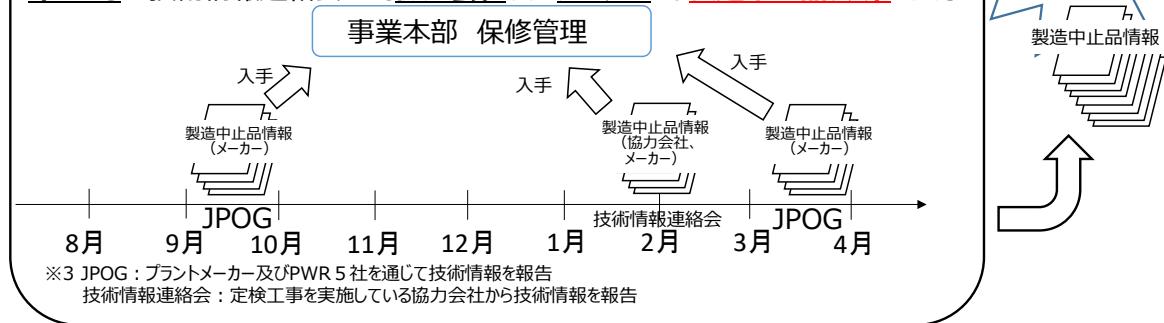
※2 製造中止品情報：情報入手日時、情報提供元、機器名、対象ユニット、製造中止品・サービス名称、詳細仕様、製造メーカー、供給期限、対応方針情報

➤ **適宜**：メーカー及び協力会社から**製造中止品情報**を入手



➤ **定期的**：協力会社及びメーカーより**製造中止品リスト**を入手

半期毎：PWR事業者連絡会(JPOG)^{※3}で**メーカー**より**製造中止品リスト**を入手
年 毎：技術情報連絡会^{※3}で**協力会社**及び**メーカー**より**製造中止品リスト**を入手



※3 JPOG：プラントメーカー及びPWR 5社を通じて技術情報を報告
技術情報連絡会：定検工事を実施している協力会社から技術情報を報告

2. 対策方針の策定

●製造中止品の対応検討

- 1. で入手した製造中止品の対応方針情報を踏まえ、サイト共通事項、更新範囲（設備更新、部品交換）等から対応方針を検討
- 対応方針の中で、中長期の設備更新となり戦略等の検討が必要なものは、事業本部及び発電所が出席する長期保全計画作業会にて対応方針を検討

製造中止品管理リストのイメージ

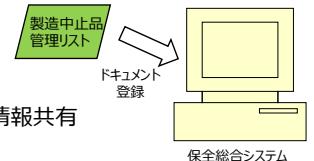
情報提供元	情報入手時期	機器名	対象ユニット	製造中止品・サービス名称	詳細仕様	製造メーカー	供給期限	代替対応案	対応方針

入手した製造中止品情報

●製造中止品情報の管理

- 上記で検討した対応方針を含めた製造中止品管理リストを保全総合システム^{※4}へドキュメントとして登録し、事業本部・発電所間で情報共有

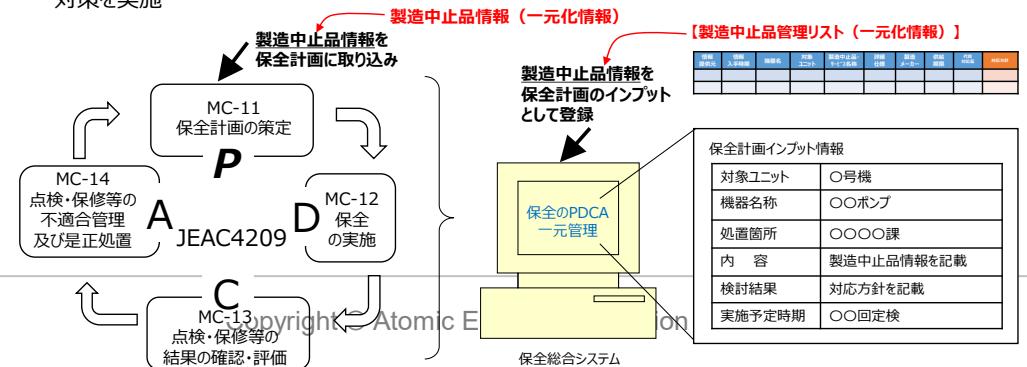
※4 原子力発電所の設備情報と保全業務を一元管理するシステム



3. 対策の実施

●保全計画への取り込み

- 2. で作成した製造中止品管理リストの情報を、保全計画のインプット情報として保全総合システムに登録し、対策を実施



情報提供元	情報入手時期	機器名	対象ユニット	製造中止品・サービス名称	詳細仕様	製造メーカー	供給期限	代替対応案	対応方針

保全計画インプット情報	
対象ユニット	○号機
機器名称	○○ポンプ
処置箇所	○ ○ ○ ○ 課
内容	製造中止品情報を記載
検討結果	対応方針を記載
実施予定時期	○ ○ 回定検